使ってみよう！
マイナ保険証

マイナ保険証 Q&A

＜令和６年 11 月＞

この冊子の情報は、令和６年 10 月時点の国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性がございます。
最新情報は、広報誌「けんぽだより」や当組合ホームページなどで随時お知らせします。
ぜひご覧ください。

詳 細 情 報

- **デジタル庁・総務省作成リーフレット「マイナンバーカードの安全性」**
  https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001257094.pdf
- **厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて 」**
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html
- **マイナンバーカード等を紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？**
  https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/
- **厚生労働省 「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」**
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html
- **厚生労働省 オンライン資格確認 QA 集**
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24976.html

お問い合わせ先

大阪薬業健康保険組合	
大阪本部適用課	☎ 06－6941－5004
神戸支部	☎ 078－221－6100
京都支部	☎ 075－801－2905

大阪薬業健康保険組合

目　次

1 安全性について

Q１ マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。 ・・・・・・・・・・ 2
Q２ マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか。 ・・・・・・・・・・ 2
Q３ 個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか。 ・・・・・・・・・・ 3
・ ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法 ・・・・・・・・・ 3

2 医療機関等で受診する場合

Q４ 令和６年 12 月２日以降の受診方法はどのように変わりますか。 ・・ 4
Q５ マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法 5
Q６ マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか。 ・・ 6
Q７ マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか。 6
Q８ マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等でどのように受診したらよいですか。 6
Q９ マイナ保険証にメリットはありますか。 ・・・・・・・・・・ 7

3 マイナンバーカードの手続き方法について

Q10 マイナンバーカードはどうやって取得できますか。 ・・・・・・・・・・ 8
Q11 本人や家族が入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請することはできますか。 8
Q12 マイナンバーカードの有効期限はありますか。 ・・・・・・・・・・ 8
Q13 マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか。 9
Q14 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるように
なるまでどれくらいかかりますか。 10

4 その他

Q15 現行の健康保険証は令和６年 12 月２日以降どうなりますか。 ・・・・・・・・・・ 10

●令和６年 12 月２日以降の受診方法　●その他の証について ・・・・・・・・・・ 11

1　安全性について

Q１．マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。

Ａ１．悪用は困難な対策がとられているため安心して持ち歩いていただけます。

①マイナンバーカードのICチップには　、税や年金、健診結果や薬剤情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。
不正に情報を読みだそうとするとICチップが壊れる仕組みです。
また、カード利用には暗証番号等の認証が必要で、暗証番号を一定回数以上間違うとカードがロックされます。

・利用者証明用電子証明書については３回連続。
・署名用電子証明書については、5回連続。

②マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。
マイナンバーを使う手続きでは顔写真付きの身分証明書での本人確認が行われます。
また、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではありません。手続きを受け付ける行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。そのため、情報が芋づる式で漏れることはありません。

詳しくはこちら
デジタル庁・総務省作成リーフレット「マイナンバーカードの安全性」
https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001257094.pdf

Q２．マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか。

Ａ２．マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、お電話でマイナンバー総合フリーダイヤルへご連絡をお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

0120-95-0178

※音声ガイダンス2番　紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付

詳しくはこちら
マイナンバーカード総合サイト
「マイナンバーカード及び個人番号通知書、通知カードを紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？」
https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/

Q３．個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか。

Ａ３．当組合では、厚生労働省からの要請により　、登録済みのデータ全件について、住民基本台帳の情報と照合を行いました。また、新規の登録時は住民基本台帳と照合を行っております。
照合の結果、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所の5情報に一定の不一致があり、異なるマイナンバーが登録されている疑いがある方については、ご確認をお願いすることがあります。
なお、確認ができるまでの間、医療保険等向け　中間サーバーにおいて、医療情報等の閲覧は停止されています。

ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法

マイナ保険証の利用登録がお済みの方は、お持ちのスマートフォン※で「マイナポータル」にログインし、以下の手順でご確認いただけます。

※なお、マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインしていただけます。
確認後には、必ずログアウトするようにしてください。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて　」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html

マイナポータルとは、
政府運営の行政手続きが可能な
オンライン窓口のことです

2　医療機関等で受診する場合

Q４．令和６年12月２日以降の受診方法はどのように変わりますか。

Ａ４．原則、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（＝マイナ保険証）で受診していただきます。なお、マイナ保険証での受診は既に始まっています。ぜひご利用ください。
マイナ保険証以外の受診方法はQ8をご覧ください。

医療機関等での『マイナ保険証』の使用方法

1　顔認証付きカードリーダーのある受付に行く

顔認識カードリーダーには複数の種類があります

2　マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください
※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3　認証方法を選択し、本人確認を行う

①顔認証

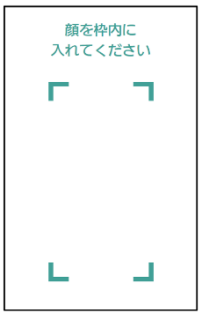

②暗証番号

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違うと不正防止のためロックがかかります。（ロックがかかっても顔認証はできます）

4　画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認できるようになり、正確なデータに基づくより良い医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

5　マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

厚生労働省 「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

Ｑ５．マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法

Ａ５．カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証と合わせて「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「健康保険証の資格情報」を提示することで受診できます。
※健康保険証をお持ちの方は令和7年12月1日まで健康保険証でも受診できます。

「資格情報のお知らせ」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和6年8月末のデータを基に令和6年9月末に事業所経由でお送りいたしました。
また、令和6年9月以降にデータ登録された方については令和7年1月頃にお送りいたします。
令和6年12月2日以降、新規加入された方は資格取得（扶養認定）時にマイナンバーと紐づけできた時点でお送りいたします。
なお、12月以降にお送りする「資格情報のお知らせ」には、マイナンバー下4桁は記載していません。

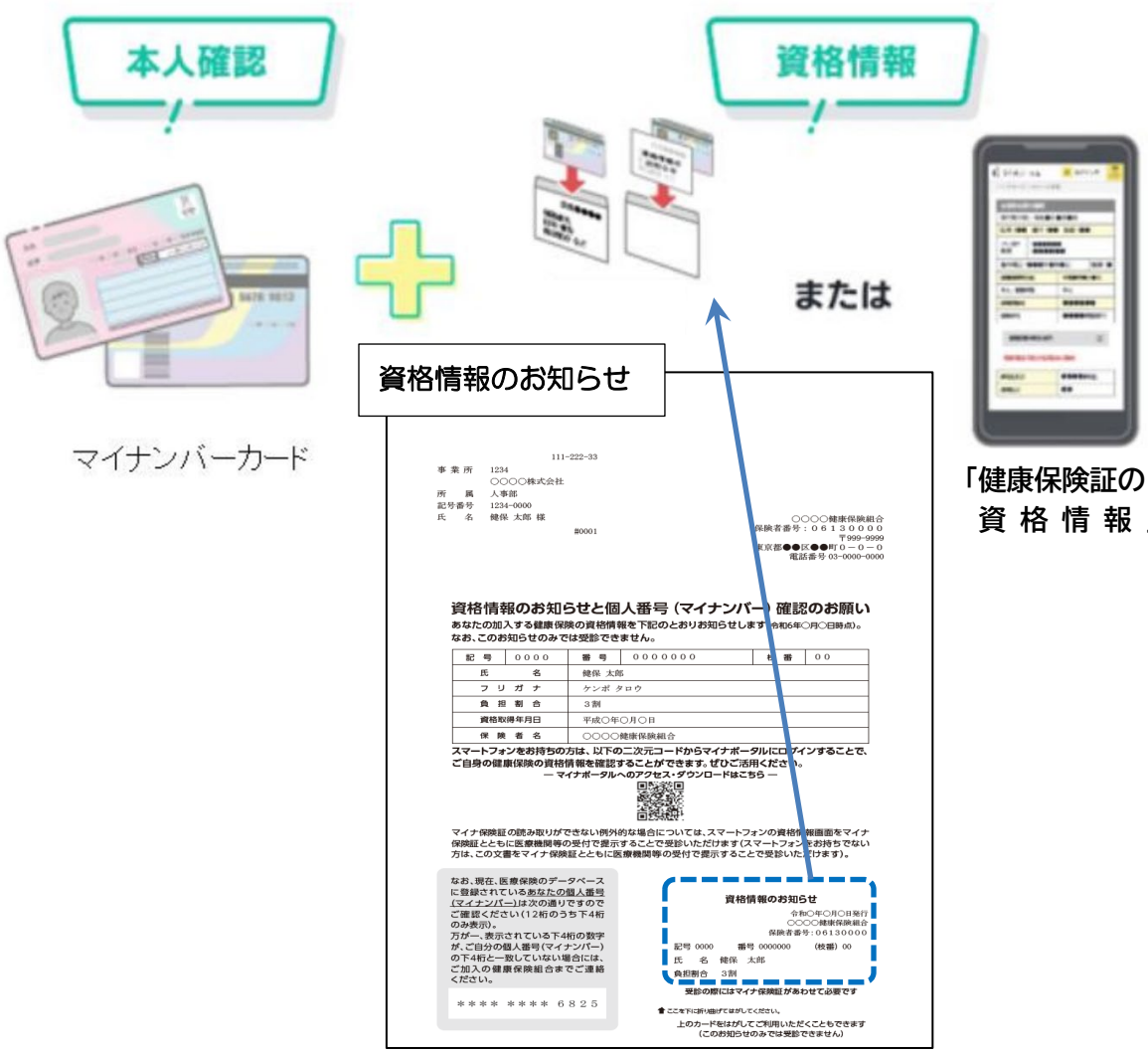

『資格情報のお知らせ』の右下、青色部分を切り離して、マイナンバーカードと一緒に持ち運ぶと便利です。

Q６．マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか。

Ａ６．不要です。
マイナ保険証によるオンライン資格確認で、資格情報が確認できるため、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づく限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。
なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、当組合へ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

Q７．マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか。

Ａ７．ご自身で情報提供に同意した診療・薬剤情報や過去の特定健診の情報等が提供されます。同意していない情報が提供されることはありません。
また、医療機関等はマイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

Q８．マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等でどのように受診したらよいですか。

Ａ８．マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーカードを健康保険証利用登録していない方は、当組合から交付される**「資格確認書」**を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、**令和７年12月１日まで**使用できます。

「資格確認書」の交付は以下のとおり行います。

（１）令和6年12月2日以降に新規加入（データ登録が12月2日以降）する方
令和６年12月２日以降、**「資格確認書」**を資格取得（扶養認定）時にマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険利用登録をしていない方、要配慮者※（資格取得届又は被扶養者異動届の「資格確認書発行要否」の「発行が必要」に✓を入れてください。）などに交付いたします。

※要配慮者とは、要介護高齢者や、障がい者（障がいサービス利用者）など。

（２）現行の健康保険証をお持ちの方
令和７年12月2日の健康保険証の完全廃止までに、当組合でデータ抽出のうえ、マイナンバーカードをお持ちでない方、またはマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方に**「資格確認書」**を交付します。

「資格確認書」について

- 有効期間は、令和11年3月31日。
- **「資格確認書」**の有効期限内に退職、または扶養から外れた場合、**「資格確認書」**を会社へ返納してください。
  有効期限が切れた**「資格確認書」**については、ご自身で破棄してください。

Q９．マイナ保険証にメリットはありますか。

A９．

メリット１

医療情報の共有化でより良い医療が受けられます。

マイナ保険証で受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
また、なりすましや不正利用を防止することができます。

メリット２

手続きなしで高額な窓口負担が不要になります。

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づく限度額を超える医療費の支払いが不要となります。
当組合への手続きは必要ありません。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、当組合へ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

メリット３

救急搬送の時など救急活動の迅速化・円滑化につながります。

マイナ保険証を携帯していれば、救急搬送時等の患者本人が受診歴や服用している薬などを説明できない状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取って受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報を把握できるため、救急活動の迅速化・円滑化につながります。

詳しくはこちら

厚生労働省 「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html

3 マイナンバーカードの手続き方法について

Q10. マイナンバーカードはどうやって取得できますか。

A10. マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下3つの方法で地方公共団体情報システム機構に申請ができます。

1．オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2．郵便による申請
3．まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカード交付までの期間

マイナンバーカードの交付申請から市区町村が交付通知書※1を発送するまで、概ね1ヵ月間※2となっております 。

※１：交付通知書は市区町村がマイナンバーカードの交付の準備ができた旨をお知らせする通知書です。
※２：交付申請書等に不備がある場合を除きます。

詳しくはこちら
マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを申請する」
https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/

Q11. 本人や家族が入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請することはできますか。

A11. 可能です。
マイナンバーカードはご本人様に申請していただく必要がございます。
ただし、15歳未満および成年被後見人の方は、法定代理人による代理申請が必要です。
また、マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者及び職員等が代筆のうえ、本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。
なお、交付（受け取り）については、本人が窓口へ出向くことが困難であると認められる場合、代理人による手続きが可能ですので、住民登録のある市区町村にご相談ください。

詳しくはこちら
マイナンバー総合サイト
「マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？」
https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_apply28/

Q12. マイナンバーカードの有効期限はありますか。

A11. マイナンバーカードの有効期限は、交付日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期限は、年齢問わず交付日から5回目の誕生日までに設定されています。
有効期限を迎える方に対し、有効期限の2、3ヵ月前を目途に有効期限通知書がお住まいの市区町村から送付されます。必要書類をお持ちのうえ、市区町村窓口で手続きを行ってください。
更新にかかる手数料は、無料です。

詳しくはこちら
マイナンバー総合サイト「更新手続きについて」
https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/

Q13. マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか。

A13. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。
申請には以下3つの方法があります。

1．医療機関等にある『顔認証付きカードリーダー』から申請
2．マイナポータルからの申請
3．セブン銀行ATMからの申請

1．医療機関等にある『顔認証付きカードリーダー』からの申請

2．マイナポータルからの申請

Q13. 続き

A13. **3．セブン銀行ATMからの申請**

詳しくはこちら
厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

Q14. 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか。

A14. 当組合に「資格取得届」等が到着してから約3~5営業日で、マイナ保険証をお使いいただけます。なお、一度マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、転職や退職をした際に登録し直す必要はありません。

●加入者の皆様へのお願い

新しく就職されたり扶養に入られたりした際、速やかに事業主にマイナンバーを届け出るようにお願いします。
なお、マイナンバーの記載がない場合は、マイナンバーが判明するまでマイナ保険証として利用できませんのでご留意ください。

4 その他

Q15. 現行の健康保険証は令和6年12月2日以降どうなりますか。

A15. 現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、**令和７年12月１日**まで使用できます。

⇒令和７年12月１日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社へ返納してください。

⇒**令和７年12月２日以降については**健康保険証を会社や当組合に**返納する必要はありません。**ご自身で破棄いただきますようお願いいたします。

令和6年12月2日以降の受診方法

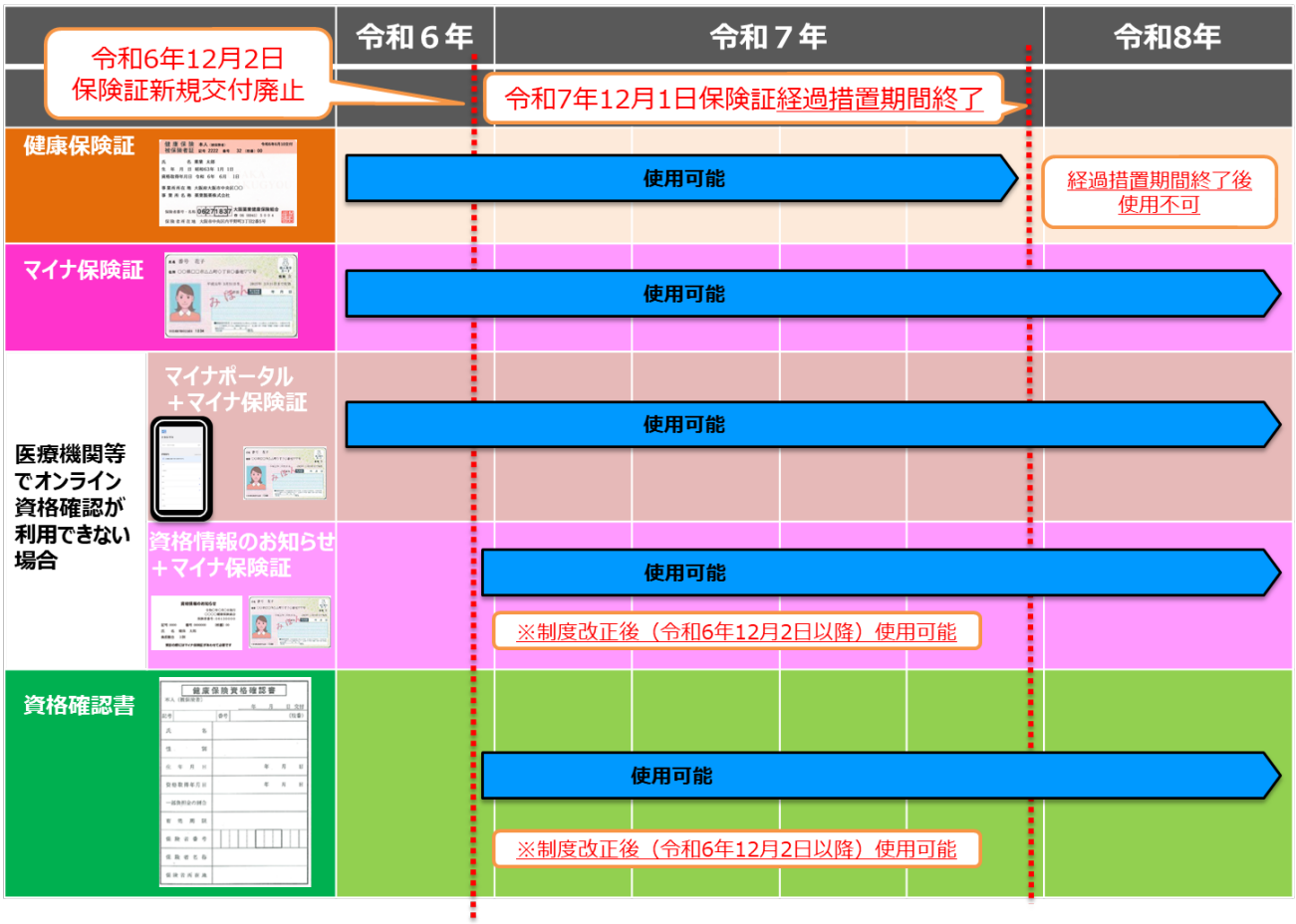

その他の証について

マイナ保険証で受診すれば、高齢受給者証の負担割合情報および高額療養費の自己負担限度額情報が医療機関等に連携されますので、受診時に高齢受給者証および限度額適用認定証等の提示は不要となりますが、当組合ではオンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診される場合や資格確認書で受診される場合を想定し、従来どおり各証の交付を行います。

なお、各証の入手方法等は以下のとおりです。

各証の名称	入手方法	医療機関等での提示＜要・不要＞	
		マイナ保険証で受診	資格確認証で受診
高齢受給者証	70歳到達時に当組合から送付	不　要	要
限度額適用認定証	「マイナ保険証」で受診される場合は申請不要です。 →紙の認定証が必要な場合は、申請により交付します。	不　要	要
限度額適用・標準負担額減額認定証	申請により交付（※）	不　要	要
特定疾病療養受療証	申請により交付（※）	不　要	要

※保険者による認定が必要のため、マイナ保険証で受診する場合も従来どおり申請が必要となります。